

日本スポーツ振興センター「災害共済給付」制度の利用について

登別市では、R6年8月より高校生までの子どもに対する医療費助成が拡大し、全ての子育て世帯に受給者証が配付されたところですが、教育委員会では学校での不慮の災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。(共済掛金については教育委員会で負担しているため、保護者負担は発生しません。)

学校の管理下(登下校含む)におけるケガについて、初診から治ゆるまでに病院、調剤薬局等の窓口で支払う医療費の総額が3割負担で1,500円以上(医療点数500点以上)の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。

なお、万が一、学校でケガをして医療機関等を受診する場合には以下のことにご留意願います。

※学校におけるケガは、スポーツ振興センターからの給付対象になりますので、医療機関等を受診する場合は登別市の医療費助成に係る受給者証(子ども医療・ひとり親家庭・重度心身障害者)はできるだけ使用しないようお願いいたします。なお、事情により受給者証を使用した場合は、その旨を学校にお伝えください。

・学校管理下のケガで医療機関を受診した際に受給者証を使用し、さらにスポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用すると二重受給となるため、市が負担した助成金は返還していただくことになります。

スポーツ振興センターの給付対象外となるのは…

○療養に要する費用の総額が3割負担で1,500円(医療点数500点)未満の場合

初診から治ゆまでの医療費総額が上記に満たない場合は、災害共済給付制度の申請ができません。

災害共済給付の対象外となり、医療費助成受給者証を使用せず3割負担で支払ってしまった際は、市の窓口(医療助成担当)で手続きを行うと払戻し(医療費助成受給者証該当分)ができます。

○通学中の自動車事故や、放し飼いの犬にかまれた場合など

災害の原因が他者(第三者)にある場合は、まずその加害者(自動車の運転者、犬の飼い主など)に対する損害賠償請求を進めてください。ただし、加害者に損害賠償を行う資力の無い場合や、損害賠償交渉が長引く場合など、その内容によっては「災害共済給付」を受けることができることもあります。

○生活保護を受けている場合

生活保護の医療助成が行われることから、「災害共済給付」の医療費の支給は行われません。ただし、障害見舞金及び死亡見舞金の支給は行われます。

○受診した月から2年以内に申請手続きを行わないと、時効となり申請できなくなります。

スポーツ振興センターを申請するには…

- 学校から所定の用紙をもらい、医療機関等で記入・証明を受け、学校に提出します。
 ※治療用器具費用の申請等については、領収書の写しなどの提出も必要となりますので、申請書類については学校の指示に従ってご用意ください。

災害共済給付の対象及び給付額

災害区分	災害の範囲		給付金額
けがや病気の 場合	療養に要する費用（医療費総額）が5,000円以上のもの <small>※病院等で支払う額は3割負担で1,500円（医療点数500点） 以上を目安としてください。ただし、紹介状なしで大病院を受診した場合の、初診時保険外併用療養費は含まれません。</small>		[医療費] 療養に要する費用（医療費総額）の4割が支給されます。 <small>（※高額療養費の対象となる場合は別計算となります。）</small>
障害が残った 場合	けがや病気が治った後に、障害が残った場合、障害の程度により第1級から第14級に区分されます。		[障害見舞金] 4,000万円（第1級） ～88万円（第14級） <small>（※通学中の災害の場合は半額）</small>
死亡した場合	上記のけがや病気による死亡		[死亡見舞金] 3,000万円 <small>（※通学中の災害の場合は半額）</small>
	突然死	学校の管理下で、運動などの行為が起因又は誘因となって発生したもの	[死亡見舞金] 3,000万円
		学校の管理下で、運動などの行為と関連なしに発生したもの	[死亡見舞金] 1,500万円

（スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載）

○実際の支給例

- ・療養に要する費用5,000円（500点）の場合

自己負担（3割） 1,500円	保険者負担（7割） 3,500円
--------------------	---------------------

- ・センターからの支給額（一般的な例）



- 「災害共済給付」についてのお問い合わせは、教育委員会学校教育グループへお願いします。

登別市教育委員会 学校教育グループ
 〒059-0014
 登別市富士町7丁目33番地
 Tel 88-1162